

平成25年 No.13

東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設規程等の一部を改正する規程

制定理由

障がい学生支援室の設置のため組織運営規程の関係条文を改正したことに伴い、
所要の改正を行うものである。

承認経過

組織運営規程を改正したことに伴う形式的な改正であるため、学長決裁により
処理し、教育研究評議会には報告事項とする。

東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成25年3月11日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年規程第13号

東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設規程（昭和59年規程第4号）
- (2) 東京学芸大学有害廃棄物処理施設規程（昭和58年規程第2号）

東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設規程の一部改正について

制定理由： 障がい学生支援室の設置のため組織運営規程の関係条文を改正したことに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）<u>第15条の3第2項</u>の規定に基づき、東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設（以下「R I 実験施設」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は平成25年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）<u>第15条の2第2項</u>の規定に基づき、東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設（以下「R I 実験施設」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学有害廃棄物処理施設規程の一部改正について

制定理由： 障がい学生支援室の設置のため組織運営規程の関係条文を改正したことに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）<u>第15条の3第2項</u>の規定に基づき、東京学芸大学有害廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は平成25年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）<u>第15条の2第2項</u>の規定に基づき、東京学芸大学有害廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p>